

氏名（本籍）	田中 雅子 （千葉県）		
学位の種類	博士（開発学）		
学位番号	甲第51号		
学位授与の日付	2014年3月15日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定による		
学位論文題目	当事者団体とのパートナーシップによる包摂型援助のあり方に関する 研究：ネパールにおける人身売買サバイバー団体の成長過程の事例から		
審査委員	（主査）日本福祉大学	教授	穂坂 光彦
		教授	岡本 真理子
		教授	斎藤 千宏
	静岡文化芸術大学	教授	下澤 嶽

論文内容の要旨

比較的近年の傾向として、民族やカースト、ジェンダー、障害、貧困等のゆえに差別され周縁化されてきた人びとを社会的に包摂する、という意味での社会開発が叫ばれるようになってきている。「参加型開発」や「権利に基づくアプローチ」(RBA)の背景にあるのは、こうした流れであり、そこでは当事者組織による主張や参加が重視されている。援助機関の多くもこの傾向に関心を抱いており、社会的包摂のためのさまざまな援助プログラムが展開されるようになってきている。

現代では、援助機関が途上国に対して独自にプログラムを企画実施するような介入は例外的であり、援助はさまざまなレベルでのアクター間のパートナーシップを通じて行われる。そしてこのパートナーシップのありようによって、その援助成果や影響が大きく異なってくる。ここで、周縁化状況から権利を自己回復する当事者組織を主要パートナーとして含み、その主体的関与によってパートナー間関係が変容し、非当事者との対等な立場、社会的認知、人権の回復をもたらす援助の型式を「包摂型援助」(inclusive aid)と呼ぶ。

しかし援助パートナーシップを扱った従来の研究の多くは、「北」の援助国ドナーと「南」の被援助国政府もしくは NGO との関係のみを対象とし、社会的包摂の核心である当事者団体の存在を軽視してきた。そこでこの研究では、社会的に排除されている当事者集団が、開発援助の対象になるだけでなく、担い手として主体的に関わり、援助アクター間の関係性を変化させる、すなわち包摂型援助を進めるための諸条件と、そこにおける関係形成のプロセスを探ろうとしている。そのために、ネパールにおいて人身売買からの人権回復を目指す当事者団体をめぐる援助を事例として、そうした関係変容を導くような援助パートナーシップの条件を、当事者団体、現地 NGO、外国援助機関の特性と、それらの相互関係の中に見出そうとするものである。

論文は、以下のように、序章を含めて全9章で構成され、資料や文献リストを除き本文 157 頁から成る。研究方法としては、文献研究と、現地での聞き取りを中心とした事例研究を二本柱としている。

第1章 序章

第2章 当事者団体とのパートナーシップによる包摂型援助

第3章 ネパールにおける社会的包摂へのアクターの台頭

第4章	ネパールにおける開発援助パートナーシップ
第5章	ネパールにおける人身売買問題と取り組みの概要
第6章	シャクティ・サムハの組織的特徴
第7章	シャクティ・サムハの活動に見る当事者主体性の分析
第8章	包摂型援助のための取り組み
第9章	結論

問題の所在と研究目的を述べる序章に続き、第2章においてはRBAに立脚して、開発援助パートナーシップについての規範的議論を理論的に分析し、当事者組織の成長にあわせたパートナーシップの諸段階、すなわち「当事者団体の組織化」「自助組織から当事者団体に転換を図るための組織強化」「当事者と非当事者との関係変容」「多様なアクターとの協働」なる独自の発展段階説を仮説的な枠組みとして導いている。

次に第3および4章では、後半の事例分析の背景として、上述の諸概念をネパールの文脈に即して展開し、ネパールにおける援助パートナーシップの枠組みを明確にしている。まず第3章では、ネパールの社会的排除の諸相や社会的包摂に向けた歩みを歴史的に概観し、ネパール社会のジェンダー規範と格差の現状にも言及している。またネパールでは、グローバルなレベルでのRBAの普及や、先住民運動などの他、ローカルな紛争を背景として権利の主張が高まる中で、社会的スティグマを抱えた当事者の団体が台頭していったと分析している。第4章では、ネパールにおける開発援助パートナーシップに関する先行研究を検討し、当事者団体に光を当てる議論が不足していると指摘する。続いて、国際NGOと当事者団体とのパートナーシップの傾向を分析し、同国における全体像を提示している。その上で、二つの当事者団体（先住民団体とダリット団体）を例に、現地NGOや国際NGOとの関係について検討した。これら二者による非当事者との関係構築の発展性における違いが、先住民かダリットかという集団の属性よりも、組織の特性や組織形成プロセスによることを明らかにし、課題を一般化した。

第5章以下は、ネパールの人身売買サバイバー当事者団体「シャクティ・サムハ」を対象として、その社会的包摂を成立させた条件やプロセスを分析する事例研究である。まず第5章では、人身売買問題へのアプローチに関する先行研究を整理し、当事者の視点を取り入れる活動の重要性を指摘している。そしてネパールにおける人身売買と移住労働をめぐる歴史、被害女性が抱える社会的スティグマ、被害者のインドからの一斉帰還と、それに対応した現地NGOの取り組みを述べ、この分野で当事者団体が誕生した経緯を明らかにしている。

第6章は、シャクティ・サムハの組織特性と組織形成プロセスの分析である。シャクティ・サムハは、現地NGOであるWORECによる研修をきっかけに組織化され、複数の国際NGOによる資金供与やWOREC等の支援で、人材育成など組織を強化する機会を与えられた。やがて政府や国際社会からも当事者団体としての存在意義が承認されるようになった。こうした成長プロセスに関わったアクター間のパートナーシップの特徴を明らかにし、課題別ネットワークへの参加やパートナー団体間の協働が、当事者との相互理解や、シャクティ・サムハの負担軽減につながったことを指摘している。

続く第7章は、シャクティ・サムハの活動を対象別に分け、人身売買サバイバーおよび被害に遭うリスクの高い女性・少女に対する活動、家族や地域社会に働きかける活動、人身売買撲滅を担う人材を支える活動、あるいは政策担当者への提言活動といった諸領域ごとに、そこにみられる当事者主体

性を分析するものである。これを通じて、シャクティ・サムハの当事者団体ならではの特質は、人身売買サバイバーおよび被害リスクの高い女性・少女へのアウトリーチの深さと、サバイバーの視点からの政策提言の2点にあるとしている。

以上を素材に第8章では、シャクティ・サムハを中心とした包摂型援助がいかんにして成立したかを、第2章で提示した組織成長に応じたパートナーシップの諸段階にそって分析している。それと同時に、この仮説的な段階論の妥当性そのものを検証し、修正している。さらに、シャクティ・サムハの成立から現在に至るまでのプロセスに関与した十余の外部団体の特徴を比較して類型化し、そこから包摂型援助を導く条件を考察している。これは、国際的なガイドラインなど規範的な議論の正当性を検証する作業ともなっている。

結論を述べる第9章では、シャクティ・サムハ事例による検証を一般化するための考察を行っている。論文冒頭において一般論として特定した「当事者団体が援助のパートナーとなることを阻む援助側の要因や懸念」の多くは、当事者団体の組織強化などによって克服し得るものであると結論づけている。しかし、あらゆる当事者団体と外部団体の組み合わせで可能なわけではなく、それぞれの条件に応じて関係性を変化させていくプロセスを踏むべきことを導きだしている。また包摂型援助の成立のためには、当事者団体が、当事者だけで課題を解決することを目指すのではなく、非当事者を巻き込んでいく姿勢をもつべきこと、その一方、現地NGOや国際NGOなど外部団体は、当事者団体とのパートナーシップそのもののみでなく、当事者団体の権利保有者としての主体性や、オーナーシップの重視、長期的な関係の構築、他団体との協働、相互学習を指向すべきことなどを、提言している。最後に、当事者団体の設立が進みつつあるタイなどでは本研究の知見は適用可能であるが、社会的スティグマを抱えた人々による当事者団体の設立が認められない、あるいは、パートナーシップによる援助が奨励されていない国や地域においては「当事者団体とのパートナーシップによる包摂型援助」は困難であること、また障害の当事者団体は文脈と社会条件が異なるので本論文の対象外である、として、研究の射程を見定めている。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

本申請者は2010年2月に論文執筆資格審査に合格し、2010年度末を以て日本福祉大学大学院国際社会開発研究科博士後期課程を満期退学した。その後の執筆経過のなかで、当初の論文構成に若干の修正を行い、2013年9月25日に学位請求予定論文を提出した。10月10日の国際社会開発専攻会議において、第1次審査申請の受理が決定し、上記3名からなる審査委員会が設置された。

審査委員は直ちに査読に入った。岡本は主として開発援助論の側面から、斎藤は主として南アジア研究やNGO論の観点から、穂坂は全体的な論理構成の妥当性を中心に検討した。また10月26日、名古屋キャンパスにおいて審査委員会による口頭試問が約2時間半にわたり行われた。

この結果を踏まえて審査委員会は第1次審査報告書を作成し、2013年12月12日の国際社会開発専攻会議に提出した。報告書に含まれた修正意見の主要点は、概ね以下であった。

①論文題目は、さらに推敲の余地がある。最も強調すべきポイントや、正題と副題との関連などを鮮明にすることが望ましい。

②用語の定義が曖昧、ないし独自すぎる意味をいきなり与えているところがある。たとえば「当事者団体」など。「権利に基づくアプローチ」なる申請者自身の立場を明らかにし、それを相対化したうえで、それに文脈づけられる定義を与えるべきである。あるいは、外部資金を得ないで活動している

地元団体や、当事者主導の内発的な「開発」は、本研究の対象外とすることの妥当性を示したうえで、包摂型「援助」として社会的包摂にアプローチするという手続きを踏んでほしい。

③目次構成の上で、理論的な枠組みの議論と事例分析の内容が混在している部分がある。

④具体的な記述においても、分析枠組みとなる「求められるパートナーシップの諸要素」が、理論的に導き出されたのか、いくつかの事例から帰納的に導かれたのか、鮮明に仕分けしてほしい。仮説を提起するまでの生成機序がブレることになる。関連して、社会的排除論、GADなどの理論的考察がどのように「包摂型援助」に結びついていくのか、より詳細な議論が求められる。

⑤全体の叙述において、事実認識と、当為を述べる価値命題とを、文体の上でも峻別しなくてはならない。事実分析を記す本文中に価値命題が混入している。

⑥事例分析の対象となる団体は、ネパールの社会的排除および包摂型援助の全体像ないし類型のなかで如何なる位置にあるのか、これを対象として選択する意味を説明してほしい。それを基にしてこそ結論の一般化を考察できるはずである。

⑦結論の記述は、研究目的と明確に対応させて、包摂型援助が成立する「条件」や「プロセス」は何であると明らかにされたのかを述べてほしい。また仮説枠組み自体の妥当性を批判的に検証することも必要である。

以上は、記述上の追加修正で対応できるものであるので、12月12日の専攻会議では、修正を条件として、1次審査の合格判定がなされた。直後12月14日に公開発表会が行われた。そこでは、上記③④に関わることでもあるが、仮説枠組みの位置づけについて、他専攻教員から指摘があり、また当事者団体を取り巻くステークホルダーの図式の精緻化について助言がなされた。

これらを踏まえて修正増補がなされた学位請求論文は、本年1月16日の専攻会議において受理され、1次審査と同じ表記3名による最終審査委員会が設置された。また下澤嶽氏（静岡文化芸術大学国際文化学科長・教授）を学外審査委員として委嘱した。

学内審査委員は、施された修正点を中心に査読し、適否の判断を協議した。また2月1日午後3時より名古屋キャンパス内で、申請者に対する1時間余の口頭試問を実施した。これらに基づき、審査委員会は合議により最終審査報告書を作成した。下澤委員からは、査読報告書が提出された。

2. 論文の評価

本論文は、学術論文としての正統的な骨格をもち、論理展開は妥当である。申請者自身の豊かな援助経験と広範囲の先行研究を踏まえて課題を理論的に整理し、それに正面から切り込む、社会的意義の高い論文と評価できる。事例研究においては、対象への深い洞察がうかがわれ、結論部における申請者の主張は明快である。

また「当事者の視線で見る」という姿勢が一貫しており、そこにRBAを方法的に適用することで、援助諸関係のなかで「権利回復を目指す当事者団体」に注目するという独自の視座を築いたことは、特筆すべきである。この点で、NGO論や国際援助論の領域で新しい一步を拓いたものとする。また今後、「南」諸国でも議論がさらに展開されるべき「社会的包摂」論に、重要な手がかりを与えている。

しかし一方、公開発表会でも指摘されたのであるが、政策的な主張や提言を急ぐあまり、事実判断に基づく推論が概括的な一般化に傾いている部分がある。さらに最終審査においては、前述のように1次審査後の修正点を中心に検討した。論旨は深まり、明らかに改善が認められるが、修正が皮相にとどまるどころもあり、いくつか弱点も残っている。たとえば上記⑥に関連するが、多くのデータを

重ねネパールの当事者団体パートナーシップの全体を描くことに成功しているのであるから、そのなかでシャクティ・サムハを相対化してほしいものである。シャクティ・サムハに加え、先住民団体とダリット団体を合わせ分析すればネパールの当事者団体とのパートナーシップにからむ課題は「網羅される」との記述があるが、そのような類型的な議論はやや不足しており、必ずしも十分な説得力あるとはいえない。

今後への課題としては、本研究は包摂型「援助」を対象としているが、それはそのまま包摂型「開発」ないし包摂型「社会」を意味するわけではない。そこで上記②のようなコメントが審査委員から提出されたのであるが、シャクティ・サムハの活動対象別の分析では、社会変化をも扱っているように見える。援助と開発を概念的に峻別したうえで、ぜひ「社会」的包摂論へ踏み込んでほしいものである。

ともあれ、本研究の先駆性と、高い実践的意義に鑑みて、本論文が多くの関係者の手に届くことを期待したい。申請者の手で当事者団体にフィードバックすることは、近日中の予定にあるという。また今年度中にも、International Society for Third Sector Research による国際共同研究の成果として共著 *Challenging or Supporting the Status Quo? The Role of Civil Society in the Emancipation of Women* が発刊され、その1章 “A Women’s NGO as an Incubator: Promoting Identity-Based Association in Civil Society of Nepal” (単著) を申請者が執筆しているとのことである。本論文の成果の一端が早くも国際的に発信されることになるが、引き続いて内外への成果報告を求めたい。

3. 最終試験の結果

まず業績審査であるが、1次審査および最終審査に際しての審査請求書に添付された「研究業績一覧」は、申請者の長い援助実務経験と、そこで得られたアカデミックに幅広い考察を反映している。日本語ばかりでなく、英語やネパール語で発表された論文も数多く、国際的な議論に耐えるものである。具体的には、当該分野において昨年度までの7年間に著書(共著)3本、論文(単著)9本、学会発表9本を発表し、半数は英文である。さらに、比較的啓蒙性が高いが当該分野・関連分野での洞察に裏打ちされた雑誌論文・記事および小冊子が6点(いずれも単著)ある。

ここでは以下の査読付き単著論文2本を以て、学位審査申請の要件を十分満たしていると認めた。

“Balancing between politics and development: The multiple roles played by indigenous people in Nepal”, *History and Sociology of South Asia* 7(1), Jan. 2013, 61-78.

“The changing roles of NGOs in Nepal: Promoting emerging rights-holder organizations for inclusive aid”, *Voluntas: International Journal of Nonprofit Organizations* 22(3), Dec. 2010, pp.497-520.

最終試験は、口頭試問により、学位請求論文の内容、外国語、専門分野に関する学力の3点について行った。

学位請求論文については、一次審査後の変更点を記す詳細な一覧が申請者から提示され、それを基に質疑応答がなされた。その要点は上述のとおりである。

申請者はかつて援助業務として在住したバングラデシュ、ガーナ等各地で現地語習得に努めてきたが、とくに本研究に関わる調査は英語およびネパール語で実施され、研究者に必要な語学水準として全く問題はないと、審査委員会は判断した。

学力試験としては、概ね以下について質疑応答がなされた。

①本研究が拠って立つディシプリンは何であると自覚しているか。その領域の基礎的文献は何であ

るか。

②本研究の成果を一般化して他の近隣諸国にも還元することを考えるとき、それぞれの国の社会的特性をどう判断するか。

これらに対して、満足できる回答があった。①については、本研究のテーマに関わる広義の社会的アプローチとして、Alan Fowler や下澤嶽等の著作について解説があり、これらに比して、本研究ではアドヴォカシー型の当事者団体を扱っていること、関与する NGO の多層的な構造に注目していることに独自性がある、との見解が述べられた。②については審査委員との議論を通じて、ネパールはもちろん、タイ、バングラデシュその他における当事者団体の特質や、近年の NGO 援助のグローバルな動向に関する申請者の深い知識と洞察が確認できた。

4. 結論

本審査委員会は、学位申請者は日本福祉大学学位規則第 12 条により博士学位（開発学）を受けるにふさわしい者と判断し、合格と判定する。